

感染症等を起因とした旅行者の減少等、状況の変化に直面している

通訳案内士向けの特別相談窓口について

新型コロナウイルスに関連した感染症を起因として、各国からの団体旅行や個人向けツアーなどの取り扱い停止等により、外国人旅行者の減少等の変化に直面している通訳案内士からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、地方運輸局等及び観光庁内に特別相談窓口を設置しています。

1. 趣旨

感染症を起因とした外国人旅行者の減少等の変化に直面している通訳案内士の不安を解消するため、地方運輸局等及び観光庁内に特別相談窓口において、通訳案内士の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介を行います。

2. 特別相談窓口連絡先

別紙のとおり

3. サポート内容

- ・通訳案内士からの相談・要望対応
- ・通訳案内士が活用可能な支援策の紹介

観光庁参事官（観光人材政策）付 日下部、中村、中井

電話：03-5253-8111（内線27332、27349）

直通：03-5253-8367

FAX：03-5253-1585